

## ヒト遺伝学的検査委託契約書

NPO法人オーファンネット・ジャパン(以下甲という)と \_\_\_\_\_ (以下乙という) は、下記の通りヒト遺伝学的検査委託契約を締結する。

### 第1条 (委託)

甲は乙に以下の約定により、ヒト遺伝学的検査 ( \_\_\_\_\_ ) を委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条 (指針の遵守)

1. 甲および乙は、遺伝医学関連 10 学会により策定された「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成 15 年 8 月) および厚生労働省により策定された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月 24 日) および日本医学会により策定された「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」(平成 23 年 2 月) を遵守する。

### 第3条 (定義)

本契約が対象とするヒト遺伝学的検査は、前条の指針で定義する検査(以下「本検査」という)をさす。

### 第4条 (本検査の委託者)

乙は、本検査の有する倫理的・法的・社会的特性に鑑み、第2条に定める指針を尊重する甲より、本検査を受託する。

### 第5条 (本検査の実施)

本契約は、乙が定める検査実施基準により本検査を行い、その結果を所定の様式により報告する。

### 第6条 (依頼の要領)

1. 甲は、乙より検査受託の了解を得た後、検査の依頼項目、検査材料、採取方法、数量等必要事項を別に定める依頼様式に記入し、これを検体に添付して乙に交付するものとする。
2. 甲は検体を、良好な状態で乙に交付するものとする。

### 第7条 (受託者の義務)

乙は、本検査の医療における重要性を認識し、その精度の向上に努め、前記検査実施基準に従い、誠実に検査を行い、甲に対して別に定める所定期限内に結果を報告する。

### 第8条 (指針の尊重)

甲は、本検査の委託に際し、被検者の自由意思による同意が得られている事を確認するものとする。また甲は第2条に定める指針を尊重するものとする。

### 第9条 (再検査)

検査結果に疑義があるときは、乙は甲の指示に従い直ちに調査を行い、検体の保管期間内であるときは、必要に応じて再検査を行う。

### 第10条 (検査の中止)

甲は、検査終了以前に、依頼した検査の一部または全部の中止を申し出ることができる。この場合、乙は直ちに検査を中止する。

### 第11条 (委託料金)

本業務の委託料金は、1件あたり別に定める金額とし、甲は乙に対して、この金額を甲が最終検査結果を受領した日から30日以内に支払う。第11条に従って検査を中止した場合も、所定料金を支払うものとする。

### 第12条 (免責事項)

前記検査実施基準に基づく本検査の実施において、検体の状態、又は検査の技術的限界、その他乙および

乙の再委託先検査機関の責めに帰すべからざる事由により、検査結果に過誤が生じたときは、乙および乙の再委託先検査機関は免責されるものとする。この場合、乙は甲に対して委託料金の請求をすることはできない。但し、技術上可能な場合には、乙および乙の再委託先検査機関は再検査を行う。

#### 第13条 (検体の保管・処分)

乙および乙の再委託先検査機関は、甲から受けた検体を、本契約に定める検査の目的にのみ使用する。

乙および乙の再委託先検査機関は、甲から交付を受けた検体にて本検査を終えた後、別に定める期間、検体を保管する。

乙および乙の再委託先検査機関は、前項の保管期間を経過した検体を、慎重かつ適正に処分する。

但し、保管期間を経過した検体の一部は、個人情報特定されない状態にした後、検査の精度の維持及び向上のための管理試料として用いることがある。

#### 第14条 (秘密保持)

乙および乙の再委託先検査機関は、患者の個人情報の保護に遺憾のないように配慮するものとし、業務上知り得た内容に関して、一切の守秘義務を負うものとする。

#### 第15条 (契約期間)

本契約の期間は、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。

但し、甲乙いずれか一方が契約終了日の3ヶ月前までに契約の変更又は解約を申し出ない場合は、契約は同一条件で更に一年間継続されるものとする。以下も同様とする。

#### 第16条 (解除)

甲乙いずれか一方に、この契約の不履行があったときは、他の一方は相手方に対し、書面による催告のうえ、本契約を解除することができる。

#### 第17条 (協議)

本契約条項の解釈に疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項については、甲乙誠実に協議して解決するものとする。

本契約の証として本証2通を作成し、甲、乙それぞれ記名捺印し、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号  
NPO 法人オーファンネット・ジャパン  
理事長 松原洋一

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_